

1 沿革及び土地

1-1 沿革

原始

熊本県は筑肥山地・九州山地に囲まれる一方、西側には天草灘を望む島々の存在など河川・平野・山地・海岸など地形的にも変化に富んだ地域となっている。この県下に元々いつ頃より人々が生活しはじめたかは明確には分かっていないが、県内各地の発掘により時代的にかなり早い段階より生活した痕跡が認められる。

例えば、先土器時代に属する石飛遺跡（水俣市）ではナイフ形石器や細石刃が出土しており、出土遺物としてはわずかであるが当時の人々の生活暦を知ることができよう。このころの遺跡では、他に石の本遺跡（熊本市）、曲野遺跡（宇城市）、下城遺跡（小国町）などが知られている。

時代が下った縄文時代になると遺跡の数は飛躍的に増大し、1000か所以上知られている。特に御領貝塚・阿高貝塚（熊本市）・曾畑貝塚（宇土市）などは膨大な貝の量と豊富な遺物、あるいは特徴ある土器の存在が知られ、さらにワクド石遺跡（大津町）からは出土した土器の破片に靱の痕跡が認められるなど、興味ある事例が数多く報告されている。

弥生時代になると鉄斧が出土した齊藤山遺跡（玉名市）、あるいは弥生時代後期に属する方保田東原遺跡（山鹿市）からは、近年、冢形土器を始め巴形銅器など貴重な遺物が次々に発掘され、全国の注目を集めている。柳町遺跡（玉名市）には、珍しい木製の短甲や水稻耕作用木製品である鋤・鍬などがおびただしく出土している。

古代

火の国（肥の国）の成立については日本書紀や風土記に述べてあるが、諸説があり一定していない。いずれにせよ、八代郡において夜間に火が燃えている印象より火の国と記録されている。この八代郡には県内最大の野津古墳群があるが、県内各地域には多様な古墳が見られ、特に山鹿・鹿本、阿蘇、宇土市周辺には広く分布している。

古墳の中でも、特に熊本県を特徴づける遺跡として様々な文様や彩色を施した装飾古墳の存在は貴重である。例えば、山鹿市の弁慶が穴古墳・チブサン古墳、玉名市の永安寺東古墳などがそれであり、菊池川流域には様々な意匠・幾何学的模様の装飾古墳が集中しており、当時の人々の精神生活が理解できよう。これらの形式や大きさの異なる古墳の存在は、豪族の力を如実に示している。しかし、このような力を持った人々が、次第に中央政権との争いの中で収斂されていき、国家としての体制も徐々に整備されていったものと思われる。

さて、古代の地方行政の中心となるものには国府があるが、肥後国には益城郡に最初に置かれ、これが後に移動したとされている。この国府を中心にその下に郡・郷という単位で行政区画が存在し、律令体制と称される政治体制の中で行政運営が行われた。九州の国府を統轄する政庁は太宰府に置かれた。

中世

古代に設けられた様々な制度は時代の変遷とともに形骸化し、特に土地制度の崩壊は顕著であり、広大な土地が次第に貴族や寺社等の有力者によって集約された。これらを一般に荘園と呼ぶが、荘園は肥後国各地にも成立した。特に、源平の争乱を経過して有力御家人が東国より下って支配した荘園もあり、小代氏による野原荘や相良氏による人吉荘は広く知られるところである。東国御家人に対して在地の勢力である阿蘇氏・菊池氏は、次第に阿蘇郡南郷・菊池郡を中心に支配領域を占めつつ確固とした基盤を築いており、さらに両氏につながる豪族も多数存在した。こうして、この時代は武士の活躍した時代であったが、一方では仏教が庶民の熱心な支持を受けた時代でもあり、大きなエネルギーが交錯した様相を呈している。この頂点が、戦国時代・南北朝時代である。また、阿蘇氏・菊池氏が全国的に、注目を浴びた時代といえる。

同時に、肥後国には他国より守護大名や戦国大名が進入してきた時代でもあった。豊後国の大友氏や薩摩国の島津氏、あるいは肥前国の龍造寺氏がそれであり、肥後国は他国有力者の草刈り場となった。結局、島津氏による肥後国支配となったが、大友氏は豊臣秀吉に援助を乞い、秀吉の九州征討へと至った。

九州を制覇した豊臣秀吉は、肥後国を佐々成政に与えたが、佐々の治世は在地の土豪による国衆一揆を引き起こした。この一揆も田中城（和水町）における攻防により終わりを告げ、結果的に肥後国は在地の土豪勢力が一掃されて新しい近世の時代を迎えた。

近世

天正16年閏5月15日付で豊臣秀吉より宛行状を拝領した加藤清正は、肥後国の内、玉名郡・山鹿郡・山本郡・飽田郡・詫摩郡・菊池郡・合志郡・阿蘇郡・葦北郡の19万4916石を支配した。この中には南に位置する葦北郡があるが、肥後国全体から見ると概ね北半分に当たる。

一方、葦北郡を除いて南側の益城郡・宇土郡・八代郡・天草郡の14万数千石を支配したのが小西行長であった。

球磨郡は鎌倉時代以来相良氏による支配であったが、秀吉よりそのまま安堵された。天草郡は五人衆と呼ばれる在地豪族の支配であるが、小西の管理下にある特殊な形態の支配といえよう。しかし、慶長5年の関ヶ原合戦で西軍に与した小西は敗れ、小西の支配地は加藤へと替わる。のち、加藤は天草郡と豊後国の鶴崎・野津原などの交換願いを幕府に出したことにより天草郡は天領となり、加藤の支配領域が確定した。ここに一般に称される54万石の成立をみた。

なお、慶長9年から10年前後の肥後国絵図があるが、現在の宮崎県に属する米良村が肥後国に属するなど当時の肥後国範疇が明確になっている。

加藤の政治は、肥後国の政治・経済や宗教政策に大きな基礎を作ったといえる。特に熊本城を中心とする城下町プランは都市景観や空間を考慮されており、今後の都市計画を考える上でないがしろにできない側面を持っている。また、土木行政については県内各地で加藤神社の存在を見て分かるとおりの大きな足跡を残している。ただ、一方では加藤の干拓や河川改修等について疑問点を投げかけられているが、当時の検地帳の分析から農業生産の増大があったことは紛れもない事実である。土木行政に関わる膨大な資金の出所は知られていないが、海外貿易によるところが大であったようで、賤ヶ岳の戦や文禄・慶長の役で知られる勇猛果敢な武士というより経済戦略家という面も強い。清正没後、遺児忠広の時代に加藤家は取り潰され、忠広は出羽庄内へ配流、加藤家による肥後国支配は終わる。

加藤家の後に寛永9年12月9日に豊前国より入国した細川家は、信長・秀吉・家康時代を稀代の情報収集能力で切り抜けた大名であり、細川忠利以来肥後国熊本藩を200年以上にわたって治めることになる。入国早々より検地の一種である地撫で生産力を把握し、行政制度を完備した。五ヶ町制度では町の商工業の統制を図る一方、御郡方支配の骨格をなす手永制度は肥後国に入国する前の豊前国小倉時代より見られるが、村を支配する制度としては独特なものといえよう。一般に村人に対する年貢や負担は村単位であるが、熊本藩では手永の持つ運営や権限が強く、手永の長である惣庄屋は御郡方支配の重要な役職であった。初期の藩政は様々な問題を抱えながらも順調に推移した。その後、中期の宝暦の改革と呼ばれる行政改革や、財政改革で新規建て直しを図るが、商品の流通による貨幣経済の浸透、あるいは熊本町や郡部農村での身分分解で次第に行き詰まり、幕藩体制そのものが本来内包している自己矛盾により崩壊していった。

近代

明治新政府の成立により新しい政治体制が発足したが、行政・財政をはじめとして様々な分野において近代化がなされた。熊本県でもそれを受けて大きな変化を遂げた。

まず明治2年6月に版籍奉還で熊本藩・人吉藩が成立し、細川韶邦・相良頼基がそれぞれの知藩事となる一方、天草郡・五箇庄は長崎府（後に県）の管轄となった。明治3年、手永を郷に庄屋を里正とし、さらに明治4年7月には廃藩置県で熊本藩は熊本県に、人吉藩は人吉県となった。同年11月には熊本県が二つに分かれて熊本県と八代県が成立し天草郡・五箇庄が八代県に編入、同5年には熊本県は白川県と改称、この時期白川県と八代県が並立する。同6年八代県が白川県に併合、同9年には白川県が熊本県になるなどめまぐるしく変化、現在の行政区画が成立した。

この間、明治政府は地方行政制度にかかわる法律等を制定したが、県内も明治7年には大小区制が制定された。「白川県下区画便覧」によると飽田郡と熊本町を第1大区とし、以下、郡を整理し第16大区まで制定した。

このころ町村合併も進んだが、自然村を中心とした近世の村の成立と異なり、人為的な形になったためにかかなりの年数を必要とした。明治11年には新三法と呼ばれる「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」が制定され、翌年にかけて地方行政制度が次第に整備された。特に「郡区町村編成法」での県内は熊本区と飽田郡・託麻郡、山鹿郡・山本郡等15の郡、185の町、1245の村、戸数は19万9182戸を数えた。

この後、明治21年4月25日市制・町村制や明治23年の府県制・郡制の制度公布となり郡制自体は大正12年に廃止されたが、熊本区は市制・町村制という制度の中で、翌年熊本市として成立した。

このように、明治から大正にかけて様々な制度が整っていった。昭和初期には制度の大きな変更はなかったが、昭和15年に八代市、同17年に人吉市、荒尾市が相次いで成立した。

現代

戦後の混乱期より次第に日本全体の秩序が回復し、行政制度も一段と整備された。昭和28年9月1日町村合併促進法が公布されたが、熊本県内では昭和25年10月段階で市5、町41、村274であった。これが、玉名町・本渡町・山鹿町・牛深町を中心にそれぞれ玉名市・本渡市・山鹿市・牛深市が成立、昭和31年9月段階では市9、町37、村71の計117であった。さらに平成3年2月1日に熊本市に飽託郡の飽田町・北部町・天明町・河内町が合併したことにより、11市、62町、21村の合計94の行政区画となる。

その後、平成11年8月の国の「市町村合併推進についての指針」を踏まえ、平成12年3月に熊本県合併推進要綱を策定してからは、県内各地域において市町村合併の気運が高まり、平成15年4月にあさぎり町が誕生し、平成16年には上天草市、美里町、平成17年には八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、南阿蘇村、山都町、氷川町、芦北町、平成18年には天草市、合志市、和水町が誕生した。さらに、平成20年10月に下益城郡富合町が、平成22年3月には同郡城南町及び鹿本郡植木町が熊本市へ編入合併し、平成22年3月末時点で14市23町8村の45団体となっている。

1-2 明治以後の市郡の変革

									縣市町村課
明治元年	明治2～3年		明治4年	明治5年	明治6～8年	明治9～21年	明治22年	明治29年	現在
(肥後藩)									
直入郡の内 大分郡の内 海部郡の内					大分県 (3月)				大分県
飽田郡 託麻郡 玉名郡 山鹿郡 山本郡 菊池郡 合志郡 阿蘇郡 上益城郡 下益城郡 宇土郡 八代郡 葦北郡	肥後藩	熊本藩 (明治2年6月17日)	熊本藩 (明治3年12月24日)	熊本県 (7月14日)	熊本県 (11月14日)	白川県 (6月14日)	熊本区 (明治12年1月20日)	熊本市 (4月1日)	熊本市
							飽田郡 託麻郡	飽託郡	熊本市
							玉名郡	玉名郡	荒尾市 玉名市 玉名郡
							山鹿郡 山本郡	鹿本郡	山鹿市
							菊池郡 合志郡	菊池郡	菊池市 合志市 菊池郡
					白川県 (明治6年1月15日)	熊本県 (明治9年2月22日)	阿蘇郡	阿蘇郡	阿蘇市 阿蘇郡
							上益城郡 下益城郡 宇土郡	上益城郡 下益城郡 宇土郡	上益城郡 宇城市 下益城郡
(天領)				八代県 (11月14日)	八代県				八代市 八代郡
五箇庄	長崎府 (明治2年6月29日)						八代郡	八代郡	八代市 八代郡
天草郡		長崎府	長崎県 (7月14日)				葦北郡	葦北郡	水俣市 葦北郡
(人吉藩)							天草郡	天草郡	天草市 上天草市 天草郡
球磨郡	人吉藩 (明治2年6月17日)		人吉県 (7月14日)				球磨郡	球磨郡	人吉市 球磨郡
児湯郡の内	米良氏 采地					宮崎県 (明治6年1月15日)			
				美々津県 (9月23日)		鹿児島県 に合併 (明治9年8月21日) 宮崎県 再置 (明治16年5月9日)			宮崎県
備考		版籍奉還	廃藩置県 大小区制		明治6年 第2次 大小区制	明治12年 郡区町村制	市町村制	郡制	市町村合併

1-3 行政区域 (平成31年3月31日現在)

縣市町村課

地 域	市 町 村 数				市 町 村
	数	市	町	村	
総 数	45	14	23	8	
熊 本	1	1	-	-	熊本市
宇 城 地 域 振 興 局	3	2	1	-	宇土市・宇城市・美里町
玉 名 地 域 振 興 局	6	2	4	-	荒尾市・玉名市・玉東町・和水町・南関町・長洲町
鹿 本 地 域 振 興 局	1	1	-	-	山鹿市
県 北 広 域 本 部 菊 池 地 域 振 興 局	4	2	2	-	菊池市・合志市・大津町・菊陽町
阿 蘇 地 域 振 興 局	7	1	3	3	阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村
上 益 城 地 域 振 興 局	5	-	5	-	御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町
県 南 広 域 本 部 八 代 地 域 振 興 局	2	1	1	-	八代市・氷川町
芦 北 地 域 振 興 局	3	1	2	-	水俣市・芦北町・津奈木町
球 磨 地 域 振 興 局	10	1	4	5	人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町
天 草 広 域 本 部	3	2	1	-	天草市・上天草市・苓北町

1-4 市町村廃置分合（平成31年3月31日現在）

市町村	面積 km ²	合体・編入等の状況		
		年 月 日	合体・編入等	旧 町 村
熊 本 市	390.32	明治 22 年 4 月 1 日		市制施行
		大正 10 年 6 月 1 日	編入	黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・春日町・古町村・本山村・本庄村・春竹村・大江村
		14 4 1	編入	出水村
		昭和 6 年 6 月 1 日	編入	白坪村
		7 12 15	編入	画図村
		11 10 1	編入	健軍村
		14 8 1	編入	清水村
		15 12 1	編入	川尻町・力合村・日吉村
		28 12 1	編入	田迎村・御幸村
		28 12 1	編入	城山村・池上村・高橋村 昭和19年2月11日三和町（城山村・高橋町・池上村合併） 昭和24年9月1日三和町から池上村分離 昭和25年5月1日三和町から城山村・高橋村に分離
		29 10 1	編入	秋津村 昭和27年4月1日村の一部熊本市へ
		30 4 1	編入	松尾村
		32 1 1	編入	小島町・龍田村
		33 4 1	編入	中島村
		45 11 1	編入	託麻村 昭和30年1月30日託麻村（広畑村・供合村・小山戸島村合併） 昭和31年4月1日村の一部熊本市へ
		平成 3 年 2 月 1 日	編入	北部町・河内町・飽田町・天明町
		平成 20 年 10 月 6 日	編入	富合町
平成 22 年 3 月 23 日	編入	城南町・植木町		
八 代 市	681.36	平成 17 年 8 月 1 日	合体	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村、市制施行
人 吉 市	210.55	昭和 17 年 2 月 11 日	合体	人吉町・藍田村・西瀬村・中原村、市制施行
荒 尾 市	57.37	昭和 17 年 4 月 1 日	合体	荒尾町・有明村・平井村・八幡村・府本村、市制施行
		30 7 20	編入	清里村の一部
水 俣 市	163.29	昭和 24 年 4 月 1 日		市制施行
		31 9 1	編入	久木野村
玉 名 市	152.60	平成 17 年 10 月 3 日	合体	玉名市・岱明町・横島町・天水町、市制施行
天 草 市	683.87	平成 18 年 3 月 27 日	合体	本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町、市制施行
山 鹿 市	299.69	平成 17 年 1 月 15 日	合体	山鹿市・鹿北町・菊鹿町・鹿本町・鹿央町、市制施行
菊 池 市	276.85	平成 17 年 3 月 22 日	合体	菊池市・七城町・旭志村・泗水町、市制施行

市町村	面積 km ²	合 体 ・ 編 入 等 の 状 況		
		年 月 日	合体・編入等	旧 町 村
宇 土 市	74.30	昭和 29 年 4 月 1 日	合体	宇土町・花園村・轟村・緑川村・網津村、町制施行（宇土町）
		29 10 1	編入	走潟村・不知火村の一部
		30 11 1	分離	一部松橋町へ分離
		昭和 33 年 4 月 1 日	編入	富合村の一部
		33 10 1	編入	網田村、市制施行
上 天 草 市	126.94	平成 16 年 3 月 31 日	合体	大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町、市制施行
宇 城 市	188.61	平成 17 年 1 月 15 日	合体	三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町、市制施行
阿 蘇 市	376.30	平成 17 年 2 月 11 日	合体	一の宮町・阿蘇町・波野村、市制施行
合 志 市	53.19	平成 18 年 2 月 27 日	合体	合志町・西合志町、市制施行
下 益 城 郡				
美 里 町	144.00	平成 16 年 11 月 1 日	合体	中央町・砥用町、町制施行
玉 名 郡				
玉 東 町	24.33	昭和 30 年 3 月 1 日	合体	木葉村・山北村、村制施行（玉東村）
		42 4 1		町制施行
和 水 町	98.78	平成 18 年 3 月 1 日	合体	菊水町・三加和町、町制施行
南 関 町	68.92	昭和 30 年 4 月 1 日	合体	南関町・坂下村・大原村・賢木村・米富村、町制施行
		31 1 1	分離	一部玉名市へ分離
長 洲 町	19.44	昭和 30 年 7 月 20 日	編入	清里村の一部（梅田・堀崎、建浜区）
		32 10 1	合体	長洲町・腹栄村、町制施行 昭和31年9月30日腹栄村（腹赤村・六栄村合併）
菊 池 郡				
大 津 町	99.10	昭和 31 年 8 月 1 日	合体	大津町・陣内村・平真城村・瀬田村の一部・護川村の一部・錦野村の一部、町制施行
菊 陽 町	37.46	昭和 30 年 4 月 1 日	合体	津田村・原水村・白水村、村制施行（菊陽村）
		44 1 1		町制施行
阿 蘇 郡				
南 小 国 町	115.90	明治 22 年 4 月 1 日	合体	赤馬場村・満願寺村・中原村、村制施行（南小国村）
		昭和 44 年 11 月 1 日		町制施行
小 国 町	136.94	明治 22 年 4 月 1 日	合体	黒淵村・宮原村・上田村・下城村・西里村・北里村、村制施行（北小国村）
		昭和 10 年 4 月 1 日		町制施行に伴い町名変更
産 山 村	60.81	明治 22 年 4 月 1 日	合体	産山村・田尻村・山鹿村・大利村・片俣村、村制施行
高 森 町	175.06	昭和 30 年 4 月 1 日	合体	高森町・草部村・色見村、町制施行
		32 8 1	編入	野尻村

1-4 市町村廃置分合（平成31年3月31日現在）（つづき）

縣市町村課

市町村	面積 km ²	合 体 ・ 編 入 等 の 状 況		
		年 月 日	合体・編入等	旧 町 村
西原村	77.22	昭和 35年 9月 1日	合体	山西村・河原村、村制施行
南阿蘇村	137.32	平成 17年 2月 13日	合体	白水村・久木野村・長陽村、村制施行
上益城郡				
御船町	99.03	昭和 30年 1月 1日	合体	御船町・滝水村・木倉村・高木村・豊秋村・小坂村・陣村・七滝村、町制施行
		37 4 1	編入	矢部町の一部
嘉島町	16.65	昭和 30年 1月 1日	合体	大島村・六嘉村、村制施行（嘉島村）
		44 2 1		町制施行
益城町	65.68	昭和 29年 4月 1日	合体	木山町・広安村・飯野村・福田村・津森村、町制施行
甲佐町	57.93	昭和 30年 1月 1日	合体	甲佐町・宮内村・滝野村・白旗村・乙女村、町制施行
山都町	544.67	平成 17年 2月 11日	合体	矢部町・清和村・蘇陽町、町制施行
八代郡				
氷川町	33.36	平成 17年 10月 1日	合体	竜北町・宮原町、町制施行
葦北郡				
芦北町	234.00	平成 17年 1月 1日	合体	田浦町・芦北町、町制施行
津奈木町	34.08	明治 22年 4月 1日	合体	福浜村・千代村・津奈木村・岩城村・小津奈木村の一部、村制施行（津奈木村）
		昭和 38年 4月 1日		町制施行
球磨郡				
錦町	85.04	昭和 30年 7月 1日	合体	一武村・西村・木上村、村制施行（錦村）
		40 4 1		町制施行
あさぎり町	159.56	平成 15年 4月 1日	合体	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村、町制施行
多良木町	165.86	昭和 30年 4月 1日	合体	多良木町・黒肥地村・久米村、町制施行
湯前町	48.37	昭和 12年 4月 1日		町制施行
水上村	190.96	明治 28年 11月 28日	合体	湯山村・岩野村・江代村、村制施行
相良村	94.54	昭和 31年 9月 1日	合体	川村・四浦村、村制施行
五木村	252.92	明治 22年 4月 1日		村制施行
山江村	121.19	明治 22年 4月 1日	合体	山田村・万江村、村制施行
球磨村	207.58	明治 29年 4月 1日	合体	一勝地村・渡村・神瀬村、村制施行
天草郡				
苓北町	67.58	昭和 30年 1月 1日	合体	志岐村・坂瀬川村・富岡町、町制施行
		31 9 30	編入	都呂々村

1) 面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）の平成30年10月1日現在の数値。

2) 阿蘇市、大津町、小国町、産山村、南阿蘇村の面積は、境界の一部が未定のため、参考値。

1-5 自然公園（平成31年3月31日現在）

県自然保護課

区分	名称	関係市町村	指定年月	面積 (ha)
国立公園	阿蘇くじゅう 国立公園	菊池市・阿蘇市 大津町・南小国町 小国町・高森町 産山村・南阿蘇村	S9. 12. 4	54,368 (特別保護区 809) (特別地域 20,229)
	雲仙天草 国立公園	天草市・上天草市 苓北町	S31. 7. 20 (天草地域指定)	13,974 (特別保護地区 1) (特別地域 13,603)
	(天草海域公園)	天草市・苓北町	S45. 7. 1	116
	小計	2 地域		陸域面積 68,342 海域公園面積 116
国定公園	耶馬日田英彦山 国定公園	小国町	S25. 7. 29	1,982 (特別地域 1,131)
	九州中央山地 国定公園	八代市 美里町・山都町 水上村・五木村	S57. 5. 15	14,615 (特別保護地区 339) (特別地域 14,261)
	小計	2 地域		陸域面積 16,597
県立自然公園	金峰山 県立自然公園	熊本市・玉名市 玉東町	S30. 4. 1	7,319 (特別地域 1,460)
	小岱山 県立自然公園	荒尾市・玉名市 南関町	S30. 4. 1	4,596 (特別地域 2,717)
	三角大矢野海辺 県立自然公園	宇土市 上天草市 宇城市	S31. 7. 1	2,185 (特別地域 309)
	芦北海岸 県立自然公園	八代市・水俣市 芦北町 津奈木町	S31. 4. 1	4,480 (特別地域 490)
	矢部周辺 県立自然公園	美里町 御船町・甲佐町 山都町	S32. 8. 3	14,021 (特別地域 3,837)
	五木五家荘 県立自然公園	八代市 美里町・氷川町 相良村・五木村・山江村	S42. 9. 1	25,358 (特別地域 3,778)
	奥球磨 県立自然公園	多良木町・湯前町 水上村	S30. 4. 1	12,738 (特別地域 4,206)
小計	7 地域		陸域面積 70,697	
合計	11 地域		陸域面積 155,636 海域公園面積 116	

1) 県土面積に占める自然公園面積（陸域面積）の割合は約21%である。

1-6 自然環境保全地域等 (平成31年3月31日現在)

県自然保護課

区域	地域名称	面積	所有者	概況	指定年月日	
自然環境保全地域	国指定 白髪岳自然環境保全地域	150.00ha	国有林 (森林管理局)	ブナ、モミ等を中心とする自然性の高い優れた植生で、特にブナ林はわが国におけるブナ林の南限に近い貴重な天然林。	昭 55. 3. 21	
	(計) 1地域	150.00ha				
	県指定 染岳自然環境保全地域	12.22ha	染岳観音院	天草地方における自然度が高く、かつ典型的な照葉樹の天然林が残っている地域。	昭 51. 4. 24 告示第373号	
	大川自然環境保全地域	26.71ha	国有林 (森林管理局)	国際生物学事業計画 (IBP) の特別研究区域に指定されるなど、学術的価値の高い、本県の代表的な照葉樹の天然林が残っている地域。	同上	
	大野溪谷周辺 自然環境保全地域	71.45ha	藍田財産区	溪谷の両岸に、照葉樹を主体として、ハゼ、カエデ類等の落葉樹が一部混生する天然林が残り、かつ、豊富な川石と水量豊かな3箇所の滝がある等地形の変化に富んだ溪谷と調和した地域。	同上	
	波野村スズランの群生地 自然環境保全地域	1.57ha	阿蘇市	九州ではまれにみるスズランが群生している地域。	同上	
	男鹿野自然環境保全地域	46.00ha	あさぎり町	モミを中心とする針葉樹及び広葉樹の混生する極相に近い天然林。	昭 55. 11. 27 告示第941号	
	無田湿原自然環境保全地域	1.42ha	水俣市	標高450m一帯に広がるスギ、ヒノキの植林地と耕作地に囲まれた谷湿原であり、希少野生植物を多く含む自然環境の優れた状態を維持する湿原	平 13. 6. 20 告示第497号	
	福連木角山自然環境保全地域	22.64ha	天草市	チャンチンモドキ、ハナカガシなどの希少種の樹木が多く生息している自然度の高い天然林	平 15. 8. 13 告示第848号	
	(計) 7地域	182.01ha				
	緑地環境保全地域	松島町金性寺とその境内 緑地環境保全地域	1.70ha	金性寺	天草上島の天面山 (標高215m) 北西山麓、金性寺の裏山で樹齢数百年に及ぶスギとカシ、シイ、ナラを主体とした天然林によって良好な緑地環境を形成している。	昭 51. 1. 17 告示第53号
		相良村雨宮神社社叢 緑地環境保全地域	1.21ha	63名共有地	古くから雨乞いの神として住民の信仰を集める雨宮神社が鎮座し、神社周辺にはシイ、タブカシ等の照葉樹の森林がまとまりのよい社叢を形成している。	昭 51. 9. 28 告示第867号
		深田村高山周辺 緑地環境保全地域	31.31ha	あさぎり町	頂上部は古城の跡ともいわれ、多くの伝説が残り、また眺望や緑を求めている住民の利用も多い。	同上
		有明町老岳神社周辺 緑地環境保全地域	0.84ha	老岳神社責任役員宮司	古くから伝説と住民の信仰に包まれた老岳神社が鎮座し、神社周辺にはカシ、タブ、シイ、クスなどの照葉樹の森林がまとまりのよい社叢を形成している。	同上
(計) 4地域		35.06ha				
郷土修景美化地域	郷土修景美化地区 御興来海岸	(区間距離) 1,500m	国有 (国土交通省)	フェニックス、シュロの植栽、水成岩層の岩波、干潟の景観良好。	昭 48. 4. 21 告示第259号	
	郷土修景美化地区 林地地蔵線周辺	1.50ha (区間距離) 2,300m	南阿蘇村	吉野桜、シダレ柳、梅、イチョウ、ヒマラヤシーダ、桃等の樹木600本を植栽し、「ふるさとの路」を形成している。	同上	
	郷土修景美化地区 高森峠	37.50ha (区間距離) 6,000m	高森町 他1名	つつじ6,000本植栽、九十九曲りの桜の名所、阿蘇五岳の展望にすぐれている。	同上	
	郷土修景美化地区 大津街道菊陽杉並木	3.40ha (区間距離) 6,675m	個人97名 熊本県 九州旅客鉄道 (株)	樹齢400年を誇る杉並木は歴史的に由緒深く、国際観光ルートの要所でムクゲ、玉ツゲ、芝等の植栽がしてある。	昭 48. 6. 28 告示第457号	
	郷土修景美化地区 国道219号線沿線周辺	(区間距離) 3,080m	国有 (国土交通省)	球磨村境から人吉市民プール前までの区間で、ムクゲ、玉ツゲ、芝等の植栽があり、人吉市の表玄関として眺望良好。	同上	
	郷土修景美化地区 町道太田杉迫線周辺	(区間距離) 1,300m	芦北町	フェニックス、桜等を植栽した所で、不知火海と天草上島の眺望にすぐれている。	同上	
	郷土修景美化地区 妙見坂公園周辺	0.1985ha	御船町	桜、つつじが600本植栽されており、西南の役の史跡と一体となり、県民の緑の憩いの場として利用されている。	同上	
	荒尾市有明海岸松並木 郷土修景美化地域	4.15ha (区間距離) 2,500m	荒尾市	遠浅の有明海に沿って豊かな松が立ち並び県民の憩いの場として適している。	昭 51. 1. 17 告示第54号	
	清和村不動峰一帯 郷土修景美化地域	61.73ha	山都町	スギの造林地及び原野として利用されているが、この一帯からの眺望はすばらしく、景勝を求めて登山してくる人々も多い。	昭 51. 9. 28 告示第868号	
	(計) 9地域	108.49ha				

1-7 指定希少野生動植物種（平成31年3月31日現在）

県自然保護課

区分	科名	種名	
		和名	学名
植 物	チャセンシダ科	コタニワタリ	<i>Asplenium scolopendrium</i>
	オシダ科	クマイワヘゴ	<i>Dryopteris anthracinisquama</i>
	ヒメシダ科	タイヨウシダ	<i>Thelypteris erubescens</i>
	イワデンダ科	コモチイヌワラビ	<i>Athyrium strigillosum</i>
	メシダ科	フクレギシダ	<i>Diplazium pin-faense</i>
	ナデシコ科	オグラセンノウ	<i>Lychnis kiusiana</i>
	ナデシコ科	マツモトセンノウ	<i>Lychnis sieboldii</i>
	キンボウゲ科	ハナカズラ	<i>Aconitum ciliare</i>
	キンボウゲ科	ミチノクフクジュソウ	<i>Adonis multiflora</i>
	キンボウゲ科	アズマイチゲ	<i>Anemone raddeana</i>
	キンボウゲ科	カザグルマ	<i>Clematis patens</i>
	スイレン科	オニバス	<i>Euryale ferox</i>
	スイレン科	オグラコウホネ	<i>Nuphar oguraense</i>
	ウマノスズクサ科	アソサイシン	<i>Asrum misandrum</i>
	ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク	<i>Paeonia obovata</i>
	アブラナ科	ハナハタザオ	<i>Dontostemon dentatu</i>
	マンサク科	トキワマンサク	<i>Loropetalum chinense</i>
	フウロソウ科	ツクシフウロ	<i>Geranium soboliferum var. kiusianum</i>
	ミソハギ科	ホザキキカシグサ	<i>Rotala rotundifolia</i>
	サクラソウ科	サワトラノオ	<i>Lysimachia leucantha</i>
	サクラソウ科	サクラソウ	<i>Primula sieboldii</i>
	サクラソウ科	イワザクラ	<i>Primula tosaensis</i>
	ゴマノハグサ科	ツクシトラノオ	<i>Pseudolysimachion kiusianum</i>
	ゴマノハグサ科	ツクシクガイソウ	<i>Veronicastrum sibiricum var. zuccarinii</i>
	キキョウ科	ヤツシロソウ	<i>Campanula glomerata var. dahurica</i>
	キク科	ヒゴシオン	<i>Aster maackii</i>
	キク科	ヒゴタイ	<i>Echinops setifer</i>
	ユリ科	タマボウキ	<i>Asparagus oligoclonos</i>
	ユリ科	スズラン	<i>Convallaria keiskei</i>
	ユリ科	カタクリ	<i>Erythronium japonicum</i>
	ユリ科	ノカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva var. longituba</i>
	ユリ科	ヒメユリ	<i>Lilium concolor var. partheneioni</i>
	アヤメ科	エヒメアヤメ	<i>Iris rossii</i>
	ホシクサ科	ゴマシオホシクサ	<i>Eriocaulon senile</i>
	カヤツリグサ科	トダスゲ	<i>Carex aequialta</i>
	ラン科	クマガイソウ	<i>Cypripedium japonicum</i>
	ラン科	ダイサギソウ	<i>Habenaria dentata</i>
	ラン科	サギソウ	<i>Pecteilis radiata</i>
	ヒカリゼニゴケ科	ヒカリゼニゴケ	<i>Cyathodium cavernarum</i>
	動 物	ウミガメ科	アカウミガメ
サンショウウオ科		オオダイガハラサンショウウオ	<i>Hynobius boulengeri</i> (Thompson, 1912)
イトトンボ科		モートンイトトンボ	<i>Mortonagrion selenion</i>
モノサシトンボ科		グンバイトンボ	<i>Platycnemis foliacea sasakii</i>
アオイトトンボ科		コバナアオイトトンボ	<i>Lestes japonicus</i>
トンボ科		ハッチョウトンボ	<i>Nannophya pygmaea</i>
コガネムシ科		ダイコクコガネ	<i>Copris ochus</i>
シジミチョウ科		ウラジロミドリシジミ	<i>Favonius saphirinus</i>
シジミチョウ科		ゴマシジミ	<i>Maculinea teleius daisensis</i>
シジミチョウ科		ミドリシジミ	<i>Neozephyrus japonicus</i>
シジミチョウ科		オオルリシジミ	<i>Shijimiaeoides divina asonis</i>
タテハチョウ科		オオウラギンヒョウモン	<i>Fabriciana nerippe</i>
キセルガイ科		イシカワギセル	<i>Neophaedusa ishikawai</i>
キセルガイ科		カザアナギセル	<i>Neophaedusa spelaeonis</i>
ヤマタニシ科		イトマキミジンヤマタニシ	<i>Cyathopoma nishinoi</i>

1) 県内全域において捕獲、採取、殺傷及び損傷が禁止されている。

1-8 生息地等保護区（平成31年3月31日現在）

県自然保護課

区分	指定保護区名	保護区所在地	面積	保護区指定に係る指定希少野生動植物
植物	立田山 生育地保護区	熊本市龍田地内	0.4ha	トダスゲ
	日奈久塩北町 生育地保護区	八代市日奈久塩北町地内	18.6ha	カザグルマ
	中神町 生育地保護区	人吉市中神町地内	0.2ha	サギソウ
	府本 生育地保護区	荒尾市府本地内	0.7ha	トキワマンサク
	城 生育地保護区	山鹿市城地内	0.3ha	オニバス
	井手湿地 生育地保護区	阿蘇市一の宮町中通地内	9.6ha	サクラソウ、ツクシフウロ、ヒゴシオン、ノカンゾウ、ヤツシロソウ
	満願寺 生育地保護区	南小国町大字満願寺地内	6.4ha	オグラセンノウ
	野尻 生育地保護区	高森町大字野尻地内 高森町大字尾下地内	2.6ha	ツクシトラノオ、ツクシガイソウ、ヤツシロソウ、ヒメユリ、ミチノクフクジュソウ
	目丸山 生育地保護区	山都町目丸地内	13.5ha	カタクリ
	天主山 生育地保護区	山都町菅地内	7.9ha	アズマイチゲ
	庄屋池 生育地保護区	あさぎり町深田東地内	0.8ha	オグラコウホネ
動物	津留 生息地保護区	高森町大字津留地内	89.1ha	オオダイガハラサンショウウオ
	大野 生息地保護区	山都町大野地内	0.2ha	モートンイトトンボ
	久石 生息地保護区	南阿蘇村大字久石地内	17.0ha	オオルリシジミ
	白嶽湿地 生息地保護区	上天草市姫戸町姫浦地内	1.9ha	ハッチョウトンボ

(植物：11地域 動物：4地域 合計：15地域)

1) 指定希少野生動植物の生息生育環境を保全するために指定した区域（営巣地、産卵地、重要な採餌地等、個体の生息・生育にとって特に重要な区域）。区域内では、工作物の設置、土地の形質変更等の開発行為を行う場合は、知事の許可が必要。

